

支 部 規 約

平成 2 2 年 5 月 1 6 日 制 定

(目 的)

第 1 条 本組合に設置する支部の構成及び運営は、本規約に定めるところによる。

(地区および名称)

第 2 条 支部は、北海道支部、東日本支部、中部支部、関西支部及び九州沖縄支部と称する。

2 各支部及び分会の地域、範囲は、運営を円滑にすべく、理事会にて協議決定する。

3 新支部及び分会の開設は総務委員会の上申により理事会で決定する。

(業 務)

第 3 条 支部は次の業務を行う。

① 本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための業務。

② 当該地区内の組合員の意見のとりまとめ、及び本組合に対するその伝達のための業務。

③ 必要ある場合、隣接支部と協力して地域の連絡協議会を設置し、共通事項の処理にあたる。

(支部員の構成)

第 4 条 支部は、その地区に属する組合員（複数事業所を有する組合員にあっては、その地区内に存する事業所）をもって構成する。

(役 員)

第 5 条 支部に支部長 1 人、副支部長 3 人以内、幹事 3 人以上 1 5 人以内及び賛助幹事 1 人以上 3 人以内の役員を置く。

2 支部長事故あるときは、副支部長が職務を代行する。

3 副支部長が事故あるときは、支部役員会において幹事からその代行者 1 人を定め職務を代行する。

(役員任期)

第 6 条 支部役員任期は、2 年間とし、通常総会終了後の理事会において当該年度の委員が選任されるまでの任期とする。

2 補欠のため選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 7 条 支部長は支部を代表し、支部の職務を総括する。

2 支部長事故あるときは、副支部長が代行し、副支部長不在の場合、支部会において幹事からその代行者 1 名を定める。

(支部役員会)

第8条 支部においては必要に応じ支部役員会を開催する。

- 2 支部役員会は、支部長及び支部幹事をもって構成する。
- 3 支部役員会は、第3条の業務を遂行するために必要な事項を審議する。
- 4 支部役員会は、支部長がこれを招集し、その議長となる。

(支部総会)

第9条 支部総会は年1回以上開催する。

(支部委員会)

第10条 支部長が必要と認めるときは、支部内に各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、支部長の諮問機関とする。
- 3 委員会は、審議の結果を支部長に答申する。

(支部事務局)

第11条 支部の事務を扱うため支部事務局を設ける。

(経 費)

第12条 支部経費は、本組合よりの交付金、地区内の組合員からの負担金およびその収入をもってあてるものとする。

(報 告)

第13条 支部は、本組合に対し、半期毎（9月末及び3月末）に業務および経理状況の報告をしなければならない。

(細 則)

第14条 この規約に定めるほか、支部の運営に必要な事項は細則で定める。